

東大阪市生活保護受給世帯エアコン購入費補助金のご案内

生活環境の改善や熱中症による健康被害を防ぐことを目的として、居宅にエアコンが一台もない、又はエアコンが故障し稼働可能なエアコンが一台もない生活保護受給世帯を対象にエアコン購入費用を補助します。また、令和8年4月以降に、大阪府社会福祉協議会が実施する貸付制度を受けてエアコンを購入した場合も対象とします。

○ 対象世帯

東大阪市で生活保護を受給しており、現に居住する居宅に稼働可能なエアコンが一台もなく、生活保護制度でエアコンの購入に要する支給を受けることができない世帯（賃貸借契約でエアコンが貸主負担になっている場合や住居の付帯設備となっている場合、社会福祉施設・介護施設・有料老人ホーム等施設に入所している場合は除く。）

○ 補助対象経費（総額10万円（税込）を上限）

- ・ エアコン本体の購入費用 78,000円（税込）を上限。 ※中古品は対象外。
- ・ エアコン設置にかかる費用 10万円（税込）から本体の購入費用を引いた額を上限。
 - ⇒ 対象 配送費、設置工事費、撤去費、リサイクル費、配管化粧カバー
 - ⇒ 対象外 延長保証料、電池等の消耗品購入費、販売した店舗以外のエアコン設置費
- ※ エアコン本体の購入費用やエアコン設置にかかる費用が上限を超えた場合や対象外経費については、自己負担となります。（自己負担する場合でも本体の購入費用については、78,000円（税込）の概ね1.3倍までの機器を購入してください。）大阪府社会福祉協議会の貸付を受けて購入された場合は、申請時点の残債が補助対象となります。

○ 申請方法

以下に記載のものを生活福祉課に提出してください。（窓口へ持参又は郵送）

- ① 交付申請書（東大阪市生活保護受給世帯エアコン購入費補助金交付申請書）
- ② エアコンの見積書（本事業の代理受領協力店で発行のもの）



品番、型番、エアコン本体費用・設置費用等の内訳、販売業者の名称・住所・連絡先を記載したもの

※ 申請書は生活福祉課（本庁舎8階）、福祉事務所保護課で配布するほか、市ウェブサイト（URL、枠内右上の2次元コード）からもダウンロードできます。

市ウェブサイト URL：<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000044925.html>

【注意1】 予算の上限に達した場合は終了しますので、事前にウェブサイトでご確認のうえで申請してください。（ウェブサイトでご確認いただくことが難しい場合は、生活福祉課にお問い合わせください）

【注意2】 申請・交付決定前にエアコンを購入した場合は対象となりません。（令和8年4月以降に、大阪府社会福祉協議会が実施する貸付制度を受けてエアコンを購入した場合を除く）

【注意3】 必ず別紙の代理受領協力販売店で購入手続きを行ってください。

○ 受付期間

令和8年7月22日から令和9年2月28日まで（郵送の場合は消印有効。予算の上限に達した場合は終了しますので、ご了承ください。）

生活保護受給世帯エアコン購入費補助金申請から決定の流れ

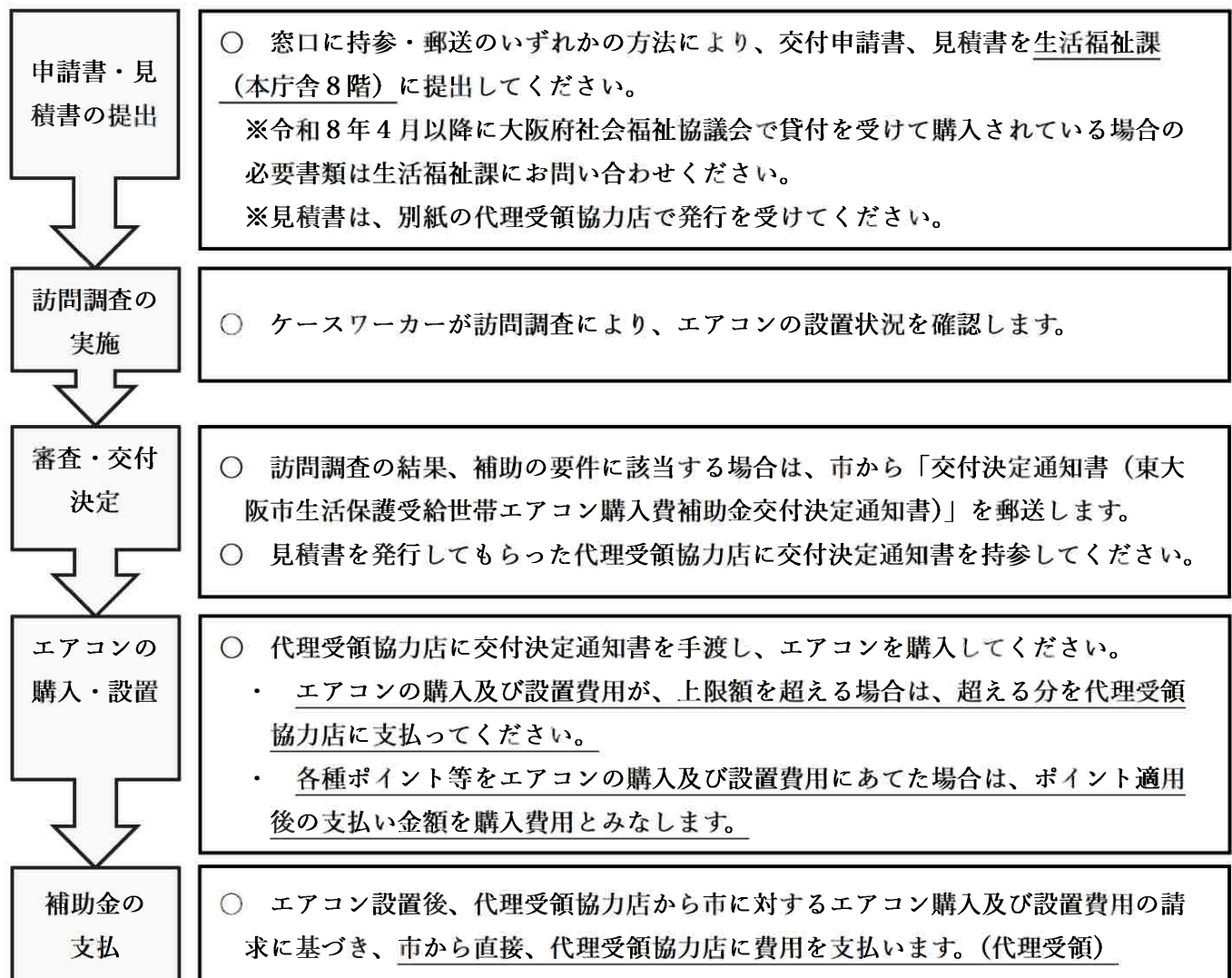
※ 交付決定前に購入したエアコン購入費は補助対象外です。ご注意ください。

○ 以下について、申請前に必ずご確認ください。

- 居宅にエアコンが一台もない、又はエアコンが故障し稼働可能なエアコンが一台もない。
- 賃貸住宅にエアコンを設置する場合は、事前に貸主等にエアコン設置の了承を得ている。
- 故障（本事業において、故障とは「エアコンが動かない、冷風が出ない」場合を言います。）を理由に申し込む場合は、故障以外に冷房が効かない原因がない。

※ 故障している場合、フィルターの清掃をしているか、リモコンの電池切れがないか等について、ご確認ください。

○ **今回の補助金は、予算の範囲内において、補助するものです。予算の上限に達した場合は終了しますので、ご了承ください。**



申請書類の提出先、お問い合わせ先

（住 所） 〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1（本庁舎8階）

（提出先） 東大阪市 生活支援部 生活福祉室 生活福祉課

（電 話） 06-4309-3226